

(証券コード 9885)

2021年6月3日

株 主 各 位

神戸市中央区港島中町七丁目7番1号
(本社事務所)

神戸市須磨区弥栄台三丁目1番2号

株式会社 シャルレ

代表取締役社長 奥 平 和 良

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、**当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、株主総会の会日の前日(2021年6月22日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

《新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応》

第46回定時株主総会における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた当社の対応を下記のとおりご案内いたしますので、株主のみなさまのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、可能な限り株主総会会場へのご来場をお控えいただき、書面による事前行使をお願い申し上げます。また、感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、感染の回避を最優先としていただきたく、株主総会会場へのご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご出席を検討されている株主さまにおかれましては、株主総会当日の状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスクの持参・着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。また、株主総会会場において、アルコール消毒液による手洗い、検温等の感染拡大防止のための措置を講じる場合がありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。
- ・株主さま同士の席の間隔を広く取るため、十分な座席数が確保できない可能性があります。座席が満席となった場合は、入場を制限させていただく場合もございますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスクの低減のため、お土産の提供は中止させていただきます。
- ・当社役員および運営スタッフは検温を実施のうえ、マスクを着用させていただきます。
- ・株主総会の議事は、議場における報告事項(監査報告を含みます)および議案の詳細な説明の省略等の進行方法の工夫により、時間を短縮して行うことを検討しておりますので、事前に本招集ご通知にお目通しいただきますようお願いいたします。

記

1. 日 時 2021年6月23日(水曜日) 午前10時30分
2. 場 所 神戸市中央区港島中町七丁目7番1号
当 社 ポートアイランドビル 大ホール
〔末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。〕

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項**
1. 第46期(自2020年4月1日 至2021年3月31日) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第46期(自2020年4月1日 至2021年3月31日) 計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

4. 招集にあたっての決定事項

当社は、株主総会招集通知書とその添付書類をインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.charle.co.jp/>)に掲載しておりますので、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知には、以下の事項は記載していません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

(1) **事業報告の以下の事項**

業務の適正を確保するための体制についての決議等の概要および当該体制の運用状況の概要

(2) **連結計算書類の以下の事項**

連結株主資本等変動計算書および連結注記表

(3) **計算書類の以下の事項**

株主資本等変動計算書および個別注記表

以 上

お願い

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日は午前9時30分より受付を開始いたします。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、当社定款の定めにより、議決権を有する他の株主さま1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。なお、代理人によるご出席の場合は、本人および代理人の議決権行使書用紙とともに、委任状を会場受付にご提出ください。
- ◎事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.charle.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎株主総会当日までの新型コロナウイルス感染症拡大の状況次第では、やむなく株主総会会場や開始時間に変更になる場合がございます。その場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.charle.co.jp/>)に掲載いたします。

(添付書類)

事業報告

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国内外の経済活動の停滞が続くなか、段階的に持ち直しの動きがみられるものの、新型コロナウイルス感染症の再拡大の波が繰り返されるなど、依然として先行き不透明かつ厳しい状況が続いております。

当社は、レディースインナー等販売事業を基幹事業として運営しておりますが、2020年8月17日付にて主にシャワーヘッド製品の製造および販売を行っております株式会社田中金属製作所および株式会社WATER CONNECTの全株式を取得し、連結子会社化しました。これに伴い、報告セグメントを「レディースインナー等販売事業」および「ウルトラファインバブル技術製品等製造販売事業」の2つの区分に変更いたしました。なお、両子会社がウルトラファインバブル技術製品等製造販売事業を担っております。

レディースインナーウエア市場におきましては、EC化率は高まりつつあるものの、休業要請や外出自粛要請、生活様式の変化などの影響を受けて、企業活動の制限や個人消費の冷え込みの長期化など、当社を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

ファインバブル製品市場におきましては、シャワーヘッドや浴槽、水栓などの消費者向けファインバブル製品が普及するとともに、その特性を活かし、環境、農業、医療など様々な分野に応用され、産業化が進んでおります。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループの経営成績につきましては、売上高は137億71百万円となりました。利益面につきましては、売上高の減少により、営業損失は7億75百万円、経常損失は7億29百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は13億29百万円となりました。

なお、株式会社田中金属製作所および株式会社WATER CONNECTの連結子会社化に伴い、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度となるため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

事業別の状況は次のとおりであります。

(レディースインナー等販売事業)

レディースインナー等販売事業におきましては、2019年4月に策定した2022年3月期を最終年度とする3か年の中期経営計画を推進し、「シャルレビジネス事業の再生」と「新規事業開発による新たな柱の創造」の2つの基本戦略に基づき、事業改革の促進、業績回復などに向け、シャルレビジネスの環境整備や商品開発体制の見直しなどに積極的に取り組んでまいりました。

商品面におきまして、衣料品類では、シャルレ独自設計のカップ付きインナーである「シャルレB L トップ (タンクトップ・キャミソール)」や「ライトスミージングインナー (タンクトップ)」を数量限定で発売しましたが、売上高は低調に推移しました。また、ウエルネス商材の新商品として、日常的な動作を利用しながら骨盤底筋を鍛えるサポートを行う「ながら筋トレ 骨盤底筋ボトム」を発売し、話題性の高さから売上高は好調に推移しましたが、衣料品類全体の売上高は大幅に減少しました。化粧品類では、既存商品をセット組みにしたお得感のある販促用の企画商品の発売や化粧品のテスターを発売し、好調な推移となりましたが、化粧品類全体の売上高を牽引するまでには至りませんでした。健康食品類では、吸収の速さが異なる3種類のたんぱく質を配合した「ミライサポート トリプルたんぱく」を定番商品として新たに発売し、健康需要の高まりなどにより好調に推移し、健康食品類全体の売上高に貢献しました。

しかしながら、訪問販売・通信販売ともに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、海外取引先での生産の停滞などによる新商品の発売延期や外出自粛によるビジネスメンバーの販売活動の制限により、衣料品類や化粧品類を中心に売上高が減少しました。

営業施策面におきましては、2020年4月より営業拠点を8支店体制から2拠点に統合し、総合的な営業力を発揮するための営業支援体制を開始しました。また、ビジネスメンバーにおける活動意欲の喚起や組織の活性化を目的に、ビジネスプログラムの見直しや新たなインセンティブ制度の導入、ボーナス制度の上乗せやサンプル無償提供など、緊急の活動支援対策も順次実施してまいりました。これらの結果、ビジネスメンバーの新規育成人数は増加となりましたが、販売現場の3密回避による活動の制限やシャルレジャンプアップコンテスト2020(9月～11月)の中止などにより、売上高は減少しました。

(ウルトラファインバブル技術製品等製造販売事業)

美容と節水効果が期待できる基幹商品であるシャワーヘッド「Bollina (ボリーナ)」においては、ウルトラファインバブル製品の昨今のメディア露出の増加による認知度向上の効果を受け、ECサイト販売の売上高は好調に推移しました。また、新商品として精製水や水道水などから除菌・消臭効果が期待できる携帯型オゾン水生成器「ボリーナ オースリーミスト」を発売いたしました。

なお、子会社である株式会社田中金属製作所および株式会社WATER CONNECTの2社は、2020年7月31日をみなし取得日として両社を子会社化し、両社の決算日を10月31日から1月31日に変更しております。従いまして、経過期間となる当連結会計年度につきましては、ウルトラファインバブル技術製品等製造販売事業の業績は、2020年8月1日から2021年1月31日までの6か月分となっております。

【事業別売上高】

事業区分	第 45 期 2020年3月期		第 46 期 2021年3月期		前連結会計年度比	
	売上高	構成比	売上高	構成比	売上高	増減率
レディースインナー等販売事業	百万円 -	% -	百万円 12,919	% 93.8	百万円 -	% -
ウルトラファインバブル技術製品等製造販売事業	-	-	851	6.2	-	-
合計	-	-	13,771	100.0	-	-

- (注) 1. 構成比は、それぞれの単純合計額を基に算出し小数点第2位を四捨五入しております。
2. 当連結会計年度より、セグメント別の記載となっておりますが、連結計算書類作成初年度であるため、前連結会計年度との比較は行っておりません。
3. ウルトラファインバブル技術製品等製造販売事業は、当連結会計年度において株式会社田中金属製作所および株式会社WATER CONNECTを連結子会社化したことに伴い、追加された事業区分となります。
4. 子会社の株式会社田中金属製作所および株式会社WATER CONNECTは、2020年度より決算期を10月31日から1月31日に変更いたしました。経過期間となる当連結会計年度につきましては、ウルトラファインバブル技術製品等製造販売事業の業績は、2020年8月1日から2021年1月31日までの6か月分となっております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団における設備投資の総額は524百万円であり、事業区分別の内訳は次のとおりであります。

①レディースインナー等販売事業の設備投資の状況

主な取得の内容は、基幹システムのリニューアル構築費用300百万円(ソフトウェア費)であります。

②ウルトラファインバブル技術製品等製造販売事業の設備投資の状況

主な取得の内容は、商品の金型代金12百万円(工具、器具及び備品)であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 重要な組織再編等の状況

当社は、2020年8月17日付にて、株式会社田中金属製作所および株式会社WATER CONNECTの全株式を取得し、完全子会社化いたしました。

(5) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 43 期 2018年 3 月期	第 44 期 2019年 3 月期	第 45 期 2020年 3 月期	第 46 期 (当連結会計年度) 2021年 3 月期
売 上 高 (百万円)	—	—	—	13,771
営 業 損 失 (△) (百万円)	—	—	—	△775
経 常 損 失 (△) (百万円)	—	—	—	△729
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	—	—	—	△1,329
1 株 当 た り 当期純損失 (△) (円)	—	—	—	△83.97
純 資 産 (百万円)	—	—	—	17,950
総 資 産 (百万円)	—	—	—	20,359

- (注) 1. 当連結会計年度（第46期）から連結計算書類を作成しておりますので、第45期以前の状況は記載しておりません。
2. 1株当たり当期純損失（△）は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
3. 子会社の株式会社田中金属製作所および株式会社WATER CONNECTは、2020年度より決算期を10月31日から1月31日に変更いたしました。経過期間となる当連結会計年度につきましては、ウルトラファインバブル技術製品等製造販売事業の業績は、2020年8月1日から2021年1月31日までの6か月分となっております。

②当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第43期 2018年3月期	第44期 2019年3月期	第45期 2020年3月期	第46期 2021年3月期
売上高 (百万円)	17,510	16,510	15,671	12,919
営業利益又は 営業損失 (△) (百万円)	537	363	239	△1,088
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	558	373	273	△1,051
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	324	223	73	△1,507
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	20.27	14.14	4.65	△95.22
純 資 産 (百万円)	19,492	19,483	19,400	17,748
総 資 産 (百万円)	22,032	22,221	22,263	19,870

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 第45期の当期純利益および1株当たり当期純利益の減少は、売上高の減少に加え、営業体制の見直しによる支店の統廃合にて支店閉鎖損失(特別損失)が生じたことによるものです。
3. 第46期の売上高につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等により大幅に減少し、それに伴い、各段階の損益も損失の計上となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社田中金属製作所	10百万円	100%	ウルトラファインバブル 技術製品・その他の開 発、製造、販売等
株式会社WATER CONNECT	1百万円	100%	シャワーヘッドならびに 水回り商品の販売等

- (注) 1. 2020年8月17日付にて株式会社田中金属製作所および株式会社WATER CONNECTの全株式を取得し、両社を連結子会社といたしました。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 対処すべき課題

《会社経営の基本方針》

当社グループは、物心ともにバランスのとれた「豊かさ」を人々にお届けしたいという理念を実践しております。美と健康、そして質の高い生活を実現するために、多様な商品やサービスの開発・提供を通じて、お客様のライフステージに寄り添える「もの・こと・ひと」に徹底してこだわります。また、これらを実現するため、以下に将来の目指す姿を掲げております。

より豊かな生活に貢献できる企業グループとして、わたしたちシャルレグループは、これからも躍進し続けます。

「当社グループが目指す姿」

「女性を元気にする日本一のグループ」を目指して

1. 女性の生涯に「美しさと健やかさ」に貢献できる「ものづくり」に徹底してこだわり、人々の生活に密着した商品やサービスで質の高い生活を追求するシャルレグループになる。
2. 国内市場において得た知見や技術を海外の女性に向けても商品やサービスを展開している。
3. 経営基盤である財務体質の改善に取り組むため、資産の収益化によって、安定的なステークホルダーへの還元を実現する。
4. シャルレグループとして、時代の変化に合わせ、現代女性の価値観に沿った新たな価値創造企業として社会に貢献する。
5. 従業員が常にチャレンジし続け、自律・協働の精神をもって、高い志で生き活きと働いている。

《グループ中期経営計画》

当社は、2019年4月より、「シャルレビジネス事業の再生」ならびに「新規事業開発による新たな柱の創造」の2つの基本戦略を軸とした3か年の中期経営計画（2019年4月～2022年3月）を積極的に推進してまいりました。

しかしながら、昨今の新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により、当社グループの事業環境も大きな影響を受け、当初の3か年計画の見通しを大幅に下回ると判断しました。

一方、中期経営計画の基本戦略に基づき、M&Aによる新事業の展開に積極的に取り組んできた結果、2020年8月17日付にて株式会社田中金属製作所および株式会社WATER CONNECTの全株式を取得し、子会社化いたしました。当該子会社においては、主要製品の販促プロモーションおよび研究開発の強化により、今後もさらなる事業の成長を見込んでおります。

以上のことを踏まえ、昨今の事業環境の変化や業績の現況を総合的に勘案した結果、現行の中期経営計画については、推進期間を1年間延ばし、当社グループのローリングプランとして、以下のとおり見直すこととしました。

経営戦略の基本骨子は踏襲しつつ、新たな生活様式を見据えた社会や市場環境の変化に対応できる企業グループとして、中期経営計画の推進と業績回復を目指してまいります。

1. 目標とするグループ中期経営指標

当社グループは、基幹事業であるレディースインナー等販売事業の売上回復を主とした戦略推進を優先課題としていることから、売上高と営業利益を経営指標としております。

2023年3月期を最終年度として、連結売上高175億円、営業利益10億円以上を中期経営目標として、当社グループの目指す将来像の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

2. グループ中期経営戦略

訪問販売市場におきましては、近年におけるEC化の拡大による消費者の購入スタイルの変化や少子高齢化による国内人口の減少など、市場環境が著しく変化している中、国内における新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会の生活様式や消費行動などが大きく変容しました。さらに、当社においては、販売員の高齢化による活動鈍化や稼働人数の低下、次世代の新規ビジネス参画者の減少などの課題を抱えており、当社を取り巻く経営環境は不透明さを増しております。

このような環境のもと、当社は訪問販売という特性を活かした顧客とのリアルなコミュニケーションによる信頼構築を基盤にしつつ、新しい生活様式を踏まえ、販売活動のデジタル化も取り入れた環境を整備し、シャルレビジネス事業の再生を図ること、加えてグループとしての持続的な事業成長に向けての積極的な投資を行い、新規事業の開発による第2、第3の柱となる事業を創造していくことを中期的なグループの経営課題として認識し、その実現に向けて邁進してまいります。

(1) シャルレビジネス事業の再生

- ①販売組織の拡大
 - ・新規代理店および新規特約店への教育・育成支援の強化
 - ・ビジネスメンバーへの営業活動支援の強化
- ②ビジネスモデルの特性に応じた商品開発および販促
 - ・販売組織の拡大に向けた商品開発および販促の強化
 - ・高粗利商材の拡販
- ③顧客へのダイレクトアプローチ手法の確立
 - ・新規顧客の獲得に向けたダイレクトアプローチの推進
- ④ビジネスメンバーにおける新たなビジネススタイルの確立
 - ・リアルの接点とデジタルの支援を融合させた活動の推進
- ⑤収益性向上に向けた取り組み
 - ・社内業務の生産性向上および効率化
 - ・在庫ロス低減に向けた取り組み

(2) 新規事業開発による新たな柱の創造

- ①子会社の事業運営
 - ・柱事業への育成による収益力の向上
- ②M&A・提携等による新事業の開発
 - ・国内における第3の柱となる事業の開発
- ③新たなチャネルへの展開
 - ・国内外における新規販売チャネルおよびルートの開拓・拡大

3. グループ中期経営戦略の進捗状況

(1) シャルレビジネス事業の再生

- ①シャルレビジネスの環境整備およびプロモーション強化

当連結会計年度より、大幅に見直しを図った新たなビジネスシステムやルールの運用を開始し、ビジネスメンバーへの周知・浸透に重点を置いた営業支援活動に積極的に取り組んだ結果、新規の代理店や特約店人数は大幅に伸長しました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症による外出自粛等のなか、ビジネスメンバーの販売活動は断続的に停滞し、業績に大きな影響を受けました。

また、当社、代理店、特約店間を繋ぐ受発注システム（C-L I N E）にタイムリーかつ有益な情報伝達機能を付加させ、ビジネスメンバーの販売活動の効率化および促進を図ってまいりました。

今後は、リアルな接点とデジタル化の支援を融合させた販売活動を可能とする環境づくりに取り組むとともに、一般消費者へのダイレクトアプローチ施策による販路拡大を実行してまいります。

②ビジネスモデルの特性に応じた商品開発

当連結会計年度においては、当社はビジネスモデルの特性や販売現場のニーズに即した商品を提供するために、マーケティング機能に特化した組織改編などを行ってまいりましたが、ビジネスメンバーの販売活動が制限されるなか、販売戦略機能のより一層の強化を図るため、改めて、組織改編を行い、消費者ニーズを捉えた商品開発、ならびに販売組織の活性化を下支えするプロモーション施策の一層の強化を図ってまいります。

③収益性向上に向けた取り組み

当連結会計年度においては、高付加価値商品の売上拡大を図るために、新商品の投入やプロモーション用の企画商品の発売を行ってまいりました。健康食品類は堅調な販売推移となりましたが、化粧品類は、低調な販売推移の結果となりました。

今後は、衣料品も含めた既存定番商品の売上構成比を拡大させるとともに、商品在庫の適正化を図り、収益性向上を目指してまいります。

また、社内における人員配置の最適化や業務の削減による効率化を積極的に推進してまいります。

(2) 新規事業開発による新たな柱の創造

①M&A・提携等による新規事業の展開

当連結会計年度において、国内におけるM&Aや提携等の候補先企業の探索を行い、株式会社田中金属製作所および株式会社WATER CONNECTの2社を子会社化するに至りました。今後は、子会社への成長支援に取り組み、第2の柱事業への発展を目指します。また、M&Aや提携等の対象となる候補先企業の探索も引き続き継続してまいります。

また、既存ルート以外での当社商材の販売ルートを確立するために、健康食品を用いて、TVショッピングでの一般消費者に対するダイレクト販売をテスト的に取り組み、新規顧客の獲得に繋げてまいりました。

今後も引き続き、消費者へのダイレクト販売を強化し、継続的に推進してまいります。

②海外市場への積極的な展開

当連結会計年度においては、中国およびASEAN地域における市場展開を目指し、新たな販売ルートを探索してまいりました。現在は海外渡航の制限が継続されているなか、ASEAN地域でのテストマーケティングを開始するに至りました。

(8) 主要な事業内容および主要拠点等の状況 (2021年3月31日現在)

①企業集団の主要な事業セグメント

事業区分	事業内容
レディースインナー等販売事業	レディースインナーを主体とする衣料品、化粧品、健康食品等の販売
ウルトラファインバブル技術製品等製造販売事業	美容と健康に寄与する水回り製品（節水シャワーヘッド等）および水栓部品の製造、販売

②主要な拠点等の状況

ア. 当社

本店	兵庫県神戸市
本社	兵庫県神戸市
営業所	東日本営業部（東京都豊島区）、西日本営業部（兵庫県神戸市）
配送センター	札幌配送センター（北海道北広島市）、埼玉配送センター（埼玉県行田市）、福岡配送センター（福岡県糟屋郡宇美町）

(注) 2020年4月1日付にて札幌支店、仙台支店、さいたま支店および東京支店は東日本営業部（東京都豊島区）に、名古屋支店、神戸第一支店、神戸第二支店および福岡支店は西日本営業部（兵庫県神戸市）に統合いたしました。

イ. 子会社

株式会社田中金属製作所	本店（岐阜県山県市）、本社（岐阜県岐阜市）、工場（岐阜県山県市）
株式会社WATER CONNECT	本社（岐阜県岐阜市）

(9) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
レディースインナー等販売事業	266 (51) 名	11名減 (12名減)
ウルトラファインバブル技術製品等製造販売事業	22 (18) 名	22名増 (18名増)
合 計	288 (69) 名	11名増 (6名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、嘱託社員・契約社員・パートタイマー等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. レディースインナー等販売事業の使用人数において、ウルトラファインバブル技術製品等製造販売事業へ出向している3名を除いて記載しております。
3. ウルトラファインバブル技術製品等製造販売事業は、当連結会計年度において株式会社田中金属製作所および株式会社WATER CONNECTを連結子会社化したことに伴い、追加された事業区分となります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
266 (51) 名	11名減 (12名減)	45.7歳	19.4年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、嘱託社員・契約社員・パートタイマー等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前事業年度末と比べて減少している主な理由はセカンドキャリア選択支援制度に伴うものです。

(10) 主要な借入先および借入額の状況 (2021年3月31日現在)

①当社

該当事項はありません。

②子会社

借入先	借入金残高
岐阜信用金庫	40百万円

(1) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) **発行可能株式総数** 84,000,000株
(2) **発行済株式の総数** 16,086,250株
(3) **株主数** 5,494名(前期末比 218名増加)
(4) **大株主 (上位10名)**

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
林 雅 晴	1,508	9.53
有 限 会 社 G & L	1,272	8.04
有 限 会 社 L a m ' s	956	6.04
林 勝 哉	843	5.33
瀬 崎 五 葉	834	5.27
林 宏 子	737	4.66
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	707	4.47
INTERACTIVE BROKERS LLC	542	3.42
林 直 樹	458	2.89
林 達 哉	291	1.84

(注) 持株比率は、自己株式 (250,486株) を控除して計算しております。

(5) **当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式の状況**

該当事項はありません。

(6) **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	奥 平 和 良	—
取 締 役	奥 田 清 三	—
取 締 役	山 縣 正 典	—
取 締 役	高 畑 則 雄	—
取 締 役	脇 田 純 一	—
取 締 役	天 野 富 夫	—
監査役（常勤）	吉 田 金 吾	—
監 査 役	岸 本 達 司	（重要な兼職の状況） 新世綜合法律事務所 代表パートナー
監 査 役	井 出 久 美	（重要な兼職の状況） 井出久美公認会計士事務所 所長

（注）1. 2020年6月24日開催の第45回定時株主総会の日の翌日以降に在任していた取締役のうち、当連結会計年度中に退任した者は次のとおりです。

退任時の地位	氏 名	退任時の担当および重要な兼職の状況	退 任 日
取 締 役	高 田 博 祐	—	2021年1月31日

なお、取締役高田博祐は、辞任による退任であります。

2. 取締役脇田純一および同天野富夫は、会社法第2条第15号の社外取締役であります。
3. 監査役岸本達司および同井出久美は、会社法第2条第16号の社外監査役であります。
4. 監査役井出久美は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役岸本達司は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役脇田純一および同天野富夫ならびに監査役岸本達司および同井出久美を、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を各社外取締役および各監査役との間で締結しております。

当社が各社外取締役および各監査役との間で締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

「社外取締役および監査役は、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合は、11百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負う。」

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の範囲を当社および当社のすべての子会社におけるすべての取締役および監査役としており、その保険料は、全額当社が負担しております。

当該保険の填補の対象は、被保険者がその職務の執行に関して行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等としております。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求については、填補されません。

また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			人数
		固定報酬	業績連動報酬	その他の報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	56百万円	56百万円	－	－	5名
監査役 (社外監査役を除く)	9百万円	9百万円	－	－	1名
社外取締役	10百万円	10百万円	－	－	2名
社外監査役	10百万円	10百万円	－	－	2名

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響等による業績の低迷を受け、経営責任を明確にするため、取締役（社外取締役を除く）5名については月額報酬の20%、社外取締役2名については月額報酬の10%、監査役については月額報酬の10%を2020年8月から12月までの5か月の間自主返納いたしております。
3. 取締役（社外取締役を除く）の報酬等の総額および人数には、2021年1月31日付にて辞任により退任した使用人兼務取締役1名分を含んでおります。
4. 取締役（社外取締役を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役（3名）の使用人分給与は含まれておりません。使用人兼務取締役3名に対しては、左表報酬等のほか、使用人分給与として28百万円を支給しております。また、当該使用人兼務取締役3名の取締役としての報酬等の総額は8百万円であり、これらは左表報酬等の総額に含まれております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2009年6月24日開催の第34回定時株主総会において年額1億96百万円以内（うち社外取締役の報酬額は年額27百万円以内）とする。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないと決議しております。当該株主総会終結時の取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）です。

監査役の報酬額は、2009年6月24日開催の第34回定時株主総会において年額34百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時の監査役の員数は3名です。

③取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役および監査役の報酬等の基本方針および報酬水準の決定方法

当社は、継続的な企業価値の向上および企業競争力の維持のため、当社に適した優秀な人材を確保するとともに、当社の企業規模としてふさわしい報酬水準・構成を構築することを基本方針としております。

また、役員の報酬水準については、客観性、適正性を確保するため、社外専門機関の調査による他社水準を参考にしつつ、社外役員が過半数を占める任意の報酬委員会による答申を踏まえ、取締役会にて決定しております。

イ. 取締役（社外取締役を除く）の報酬等に関する方針

代表取締役社長兼社長執行役員と取締役兼専務執行役員の報酬等は、役割、役位および代表権の有無等の職責に基づき、あらかじめ設定された基本報酬テーブル（固定報酬9割、変動報酬1割）を用いる方法を採用しております。

また、基本報酬テーブルは、一定の範囲内で昇降給が可能な仕組みとなっており、各取締役の担当業務における実績ならびに各取締役それぞれの役割および役位に応じて設定された定量的・定性的要素による個人別評価に基づき、社外役員が過半数を占める任意の報酬委員会による答申を踏まえ、役員報酬規程の定める範囲内で、取締役会にて決定しております。

ウ. 使用人兼務取締役の報酬等に関する方針

使用人兼務取締役の報酬等は、取締役報酬分と使用人給与分に区分して個人別評価に基づき、社外役員が過半数を占める任意の報酬委員会による答申を踏まえ、役員報酬規程の定める範囲内で、取締役会にて決定しております。

エ. 社外取締役の報酬等に関する方針

社外取締役の報酬等は、その役割と独立性の観点から、業績とは連動せず、固定報酬のみによって構成されており、社外役員が過半数を占める任意の報酬委員会による答申を踏まえ、役員報酬規程の定める範囲内で、取締役会にて決定しております。

オ. 監査役（社外監査役を除く）の報酬等に関する方針

監査役の報酬等は、経営の監督および監査機能を十分に機能させるため、業績とは連動せず、固定報酬のみによって構成され、あらかじめ設定された固定報酬テーブルを用いる方法を採用しております。

また、固定報酬テーブルは、一定の範囲内で昇降給が可能な仕組みとなっており、職責に基づき、監査役会の協議にて決定しております。

カ. 社外監査役の報酬等に関する方針

社外監査役の報酬等は、一定の範囲内で昇降給が可能な仕組みではない固定報酬のみによって構成され、監査役会の協議にて決定しております。

キ. 当該事業年度に係る取締役の個人別報酬等が当該方針に沿うものであると判断した理由

取締役の個人別報酬等の決定に当たっては、社外役員が過半数を占める任意の報酬委員会が取締役会からの諮問により原案について決定方針との整合性を含め総合的に審議し、答申を行っており、取締役会としても答申内容を尊重したものと確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④業績連動報酬に係る指標、その選定理由および業績連動報酬の額の決定方針

ア. 業績連動報酬に係る指標の内容、その選定理由

指標種別	選定理由
親会社株主に帰属する当期純利益	事業年度の活動にて得られた損益であり、事業年度期間の企業価値向上に直結する重要な指標であることから、株主の皆さまの利益最大化に責任を持つ取締役としての報酬を決定する指標としてふさわしいものと考えております。

イ. 業績連動報酬の額の決定方法

業績連動報酬となる変動報酬は、基準額である基本報酬の1割に、前年の親会社株主に帰属する当期純利益額（連結子会社がある場合には、親会社株主に帰属する当期純利益額）に対する目標達成の状況に応じて、一定の割合を乗じて算定することとしております。

ウ. 当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標および実績

指標種別	目標	実績	達成状況
親会社株主に帰属する当期純利益	—	△1,329百万円	—

- (注) 1. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当事業年度における業績連動報酬に係る指標目標は設定しておりません。
2. 役員報酬規程において、当期純利益予算（目標）に対し実績が40%以上下回った場合、または当期純利益（連結子会社がある場合には、親会社株主に帰属する当期純利益額）が600百万円を下回った場合は業績連動報酬を支給しないことになっております。
3. 当連結会計年度より、指標種別の目標は、連結の親会社株主に帰属する当期純利益の目標に変更しております。

⑤非金銭報酬等に関する事項
該当事項はありません。

⑥取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項
該当事項はありません。

(6) その他会社役員に関する重要な事項

①執行役員の状況（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当または委嘱業務
社長執行役員	奥 平 和 良	人事・総務部担当、法務室担当、内部監査室担当、コンプライアンス担当
専務執行役員	奥 田 清 三	事業開発部担当
執行役員	山 縣 正 典	マーケティング本部長、お客様相談室担当
執行役員	高 畑 則 雄	営業本部長
執行役員	千本松 重 雄	経営企画部長、コーポレートサービス部担当、内部統制担当、情報取扱責任者

- (注) 1. 執行役員高田博祐は、2021年1月31日付にて執行役員を辞任により退任いたしました。
2. 2021年2月1日付の組織変更に伴い、「人事部」の機能とコーポレートサービス部傘下の「総務課」の機能を統合し「人事・総務部」に変更いたしました。

3. 当事業年度中における執行役員の担当または委嘱業務の異動状況は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
奥平和良	法務室担当、内部監査室担当、コンプライアンス担当	人事・総務部担当、法務室担当、内部監査室担当、コンプライアンス担当	2021年2月1日
山縣正典	マーケティング本部長	マーケティング本部長、お客様相談室担当	2021年2月1日
千本松重雄	経営企画部長、情報取扱責任者	経営企画部長、コーポレートサービス部担当、内部統制担当、情報取扱責任者	2021年2月1日

②2021年4月1日付にて執行役員の担当または委嘱業務に変更がありました。

地位	氏名	異動前	異動後
社長執行役員	奥平和良	人事・総務部担当、法務室担当、内部監査室担当、コンプライアンス担当	法務室担当、内部監査室担当、コンプライアンス担当
執行役員	山縣正典	マーケティング本部長、お客様相談室担当	商品開発部担当、コーポレートサービス部担当
執行役員	高畑則雄	営業本部長	商品管理部担当、東日本営業部担当、西日本営業部担当
執行役員	千本松重雄	経営企画部長、コーポレートサービス部担当、内部統制担当、情報取扱責任者	経営企画部担当、CB戦略部担当、情報取扱責任者
執行役員	濱野正治	—	人事・総務部担当、お客様相談室担当、内部統制担当

(注) 1. 執行役員濱野正治は、2021年4月1日付にて執行役員に就任いたしました。

2. 2021年4月1日付の組織変更に伴い、本部制を廃止し、「事業開発部」に新たな機能を加えて「新規事業部」へ、「営業戦略部」に新たな機能を加えて「CB戦略部」に変更いたしました。

(7) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況等 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	兼 職 先 名	兼 職 の 内 容	関 係
取 締 役	脇 田 純 一	—	—	—
取 締 役	天 野 富 夫	—	—	—
監 査 役	岸 本 達 司	新世綜合法律事務所	代表パートナー	当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
監 査 役	井 出 久 美	井出久美公認会計士事務所	所長	当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

地位および氏名	出席状況	発言状況および社外取締役役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 脇田純一	[取締役会] 20/20回(100%) [指名委員会] 11/11回(100%) [報酬委員会] 9/9回(100%) [コンプライアンス委員会] 4/4回(100%)	同氏は、社外取締役役に就任以降、金融機関において培われた豊富な経験と幅広い知識や見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な助言・提言を適宜行い、同氏に期待される経営全般に関する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、任意の諮問機関である指名委員会、報酬委員会およびコンプライアンス委員会の委員として適宜必要な発言をするなど、同氏に期待される役割である、役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能、コンプライアンス体制の強化等を通じて当社経営の透明性・公正性などの確保および向上に寄与しております。
社外取締役 天野富夫	[取締役会] 20/20回(100%) [指名委員会] 11/11回(100%) [報酬委員会] 9/9回(100%) [コンプライアンス委員会] 4/4回(100%)	同氏は、社外取締役役に就任以降、他社における企業経営の経験等によって培われた事業運営や企業経営に関する幅広い知識や見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な助言・提言を適宜行い、同氏に期待される経営全般に関する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、任意の諮問機関である指名委員会および報酬委員会の委員長として、各委員による役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督を主導するとともに、コンプライアンス委員会の委員として適宜必要な発言をするなど、同氏に期待される役割である、役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能、コンプライアンス体制の強化等を通じて当社経営の透明性・公正性などの確保および向上に寄与しております。

地位および氏名	出席状況	発言状況および社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外監査役 岸本達司	[取締役会] 20/20回(100%) [監査役会] 21/21回(100%) [指名委員会] 11/11回(100%) [報酬委員会] 9/9回(100%) [コンプライアンス委員会] 4/4回(100%)	取締役会においては、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、弁護士としての専門的知見から、法律面を中心に適宜発言を行っております。加えて、任意の諮問機関であるコンプライアンス委員会の委員長として、社内のコンプライアンス事案における審議などを主導しております。また、指名委員会および報酬委員会の委員として適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 井出久美	[取締役会] 20/20回(100%) [監査役会] 21/21回(100%) [指名委員会] 11/11回(100%) [報酬委員会] 9/9回(100%) [コンプライアンス委員会] 4/4回(100%)	取締役会においては、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、企業会計などを専門とする公認会計士としての専門的知見から、財務および会計面を中心に適宜発言を行っております。さらに、任意の諮問機関である指名委員会、報酬委員会およびコンプライアンス委員会の委員として適宜必要な発言を行っております。

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(参考) 指名委員会および報酬委員会

当社は、経営の透明性と客観性を高めるため、取締役候補者および監査役候補者の指名ならびに取締役の報酬等の妥当性を確保すべく、取締役会の任意の諮問機関として指名委員会と報酬委員会を設置しております。指名委員会および報酬委員会は、それぞれ社外取締役2名、社外監査役2名および代表取締役社長で構成されており、構成員の過半数以上を独立性を有する社外役員とするとともに、それぞれの委員長は社外取締役より選任しております。

(参考) コンプライアンス委員会

当社は、当社企業グループの役職員および取引先等による不正行為の抑止等を図るとともに、当社等の社会的信頼の維持およびコンプライアンス態勢を確立するために、任意の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、独立性を有する社外取締役2名および社外監査役2名で構成されており、委員長は委員の互選により決定しております。

(参考) 取締役および監査役の研究・研修の方針

当社は、取締役および監査役に対して必要な研究および研修の機会を設け、それらに要する費用を負担しております。

具体的には、取締役および監査役に対して、上場企業の役員としての役割・責務を果たすのに必要なコーポレート・ガバナンスを含めた知識や情報を習得する機会として、当社が費用を負担して社外セミナーへの参加や、弁護士等の外部専門家による法令等の研修会を開催するなどし、研究および研修の機会を設けております。

また、社外役員を招聘する際には、当社の基本理念を理解いただき、事業や経営計画等について説明するとともに、当社に関する知識を深める目的で、継続的に各事業部門の責任者からの説明や現場視察等を行える機会を設け、社外役員としての役割・責務を果たせるように支援しております。

5. 会計監査人に関する事項**(1) 会計監査人の名称**

ひびき監査法人

(2) 継続監査期間

11年間

(3) 業務を執行した公認会計士

業務執行社員：田中郁生、中須賀高典

(4) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
②当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	23百万円

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. ①の金額は、すべて、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額であります。なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。

(5) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人であるひびき監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務デューデリジェンスに係る業務の対価を支払っております。

(6) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、従前の事業年度における会計監査人の職務遂行状況、監査時間等の監査実績について分析・評価を行ったうえで、当事業年度の監査計画における監査時間および報酬額の見積りの相当性を確認し、また上場企業の監査報酬水準との比較においても乖離はなく適正な水準であると考え、当事業年度の会計監査人の報酬額については妥当であると判断し、同意しております。

(7) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(8) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を会計監査人との間で締結しております。

当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

「会計監査人は、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合は、100万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負う。」

(9) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(10) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(参考) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、企業価値の向上を目指すうえで、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題と位置付けております。コーポレート・ガバナンス体制が有効に機能するように、当社で定めたコーポレートガバナンス基本方針に基づく企業経営を実践し、経営の透明性と健全性の高い企業経営を追求してまいります。そして、当社の「基本理念」および「わたしたちの誓い」に基づき、お客様、従業員、株主等のステークホルダーの立場を踏まえて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組んでまいります。

(参考) 関連当事者の取引に関する手続

当社のコーポレートガバナンス基本方針に則り、関連当事者の取引については、事前に取り締役会の承認を得なければならないものとし、取締役会が監視しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,135	流動負債	1,753
現金及び預金	11,107	買掛金	476
受取手形及び売掛金	265	1年内返済長期借入金	7
商品及び製品	3,194	未払金	774
仕掛品	6	未払法人税等	114
原材料及び貯蔵品	67	リース債務	58
その他	494	賞与引当金	95
貸倒引当金	△2	その他	226
固定資産	5,224	固定負債	655
有形固定資産	2,447	長期借入金	33
建物及び構築物	1,029	リース債務	78
機械装置及び運搬具	114	売上割戻引当金	190
工具、器具及び備品	218	長期未払金	184
土地	949	繰延税金負債	8
リース資産	135	退職給付に係る負債	159
無形固定資産	983	負債合計	2,409
のれん	65	(純資産の部)	
その他	917	株主資本	17,924
投資その他の資産	1,794	資本金	3,600
投資有価証券	438	資本剰余金	4,897
退職給付に係る資産	935	利益剰余金	9,558
繰延税金資産	11	自己株式	△131
その他	412	その他の包括利益累計額	25
貸倒引当金	△4	その他有価証券評価差額金	1
資産合計	20,359	退職給付に係る調整累計額	23
		純資産合計	17,950
		負債・純資産合計	20,359

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自2020年4月1日
至2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		13,771
売 上 原 価		7,612
売 上 総 利 益		6,158
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,934
営 業 損 失		775
営 業 外 収 益		53
受 取 利 息 及 び 配 当 金	10	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	0	
雑 収 入	42	
営 業 外 費 用		6
支 払 利 息	1	
雑 損 失	4	
経 常 損 失		729
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1	1
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		730
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	173	
法 人 税 等 の 更 生、決 定 等 に よ る 納 付 税 額 又 は 還 付 税 額	△23	
法 人 税 等 調 整 額	449	599
当 期 純 損 失		1,329
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		1,329

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,377	流動負債	1,542
現金及び預金	10,672	買掛金	425
売掛金	78	未払金	735
商品	3,140	未払法人税等	41
その他	486	賞与引当金	95
貸倒引当金	△1	その他	244
固定資産	5,493	固定負債	579
有形固定資産	2,262	売上割戻引当金	190
建物及び構築物	955	退職給付引当金	162
土地	907	長期未払金	147
その他	399	その他	78
無形固定資産	915	負債合計	2,122
投資その他の資産	2,314	(純資産の部)	
投資有価証券	438	株主資本	17,746
関係会社株式	636	資本金	3,600
長期貸付金	4	資本剰余金	4,897
前払年金費用	909	資本準備金	4,897
繰延税金資産	2	利益剰余金	9,380
その他	328	利益準備金	650
貸倒引当金	△4	その他利益剰余金	8,730
資産合計	19,870	別途積立金	8,900
		繰越利益剰余金	△169
		自己株式	△131
		評価・換算差額等	1
		その他有価証券評価差額金	1
		純資産合計	17,748
		負債・純資産合計	19,870

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		12,919
売 上 原 価		7,402
売 上 総 利 益		5,517
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,605
営 業 損 失		1,088
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	10	
雑 収 入	29	40
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1	
雑 損 失	1	3
経 常 損 失		1,051
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1	1
税 引 前 当 期 純 損 失		1,052
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	10	
法 人 税 等 調 整 額	445	455
当 期 純 損 失		1,507

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

株式会社 シャルレ
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員

業務執行社員

公認会計士 田中郁生 ㊞

業務執行社員

公認会計士 中須賀 高典 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シャルレの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シャルレ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

株式会社 シャルレ
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員

業務執行社員

公認会計士 田中郁生 ㊞

業務執行社員

公認会計士 中須賀 高典 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シャルレの2020年4月1日から2021年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第46期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、子会社の取締役及び使用人等からも必要に応じてその構築及び運用の状況について報告を受け、説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

株式会社シャルレ 監査役会

常 勤 監 査 役 吉 田 金 吾 ㊞

監 査 役 岸 本 達 司 ㊞

監 査 役 井 出 久 美 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、「配当政策」に基づき、株主の皆さまに対する利益配分を経営の重要課題に位置付け、経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを方針とし、剰余金の配当回数につきましては、年1回の期末配当を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および厳しい経営環境等を総合的に勘案した結果、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金10円
配当総額 158,357,640円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当社は、監査等委員の過半数を社外取締役で構成される監査等委員会を設置することにより、取締役会の監督機能の実効性を高めることで、当社企業グループのコーポレート・ガバナンス体制を一層充実させるとともに、取締役会における戦略議論を活発化させることにより、当社企業グループの企業価値のさらなる向上を図るため監査等委員会設置会社へ移行したいと考えております。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更等を行い、併せて、監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものです。

(2) 事業内容（事業目的）について、より現状に即した内容に改めるとともに、2020年8月17日付にて子会社化した株式会社田中金属製作所および株式会社WATER CONNETの事業目的を追加して変更するものです。

(3) 資本政策および配当政策の実施を機動的に行うことができるよう剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができるように変更するものです。

(4) その他、条文の追加および削除に伴う条数の変更等、所要の整備等を行います。

なお、本議案における定款変更については、本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
株式会社シャルレ定款	株式会社シャルレ定款
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略) (目的)	第1条 (現行どおり) (目的)
第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 次の製品の製造、加工、販売および輸出入 (1)～(3) (条文省略) (新設) (4) (条文省略) (5) 光学機器、通信機器、電子機器、家庭用電化製品、自動車、自転車、自動二輪車 (6) (条文省略)	第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 次の製品の製造、加工、販売および輸出入 (1)～(3) (現行どおり) (4) 靴、鞆、ハンドバッグ、かつら (5) (現行どおり) (6) 光学機器、通信機器、電子機器、家庭用電化製品 (7) (現行どおり)

現行定款	変 更 案
<u>(7) ミネラルウォーター、清涼飲料水、酒精含有飲料、油糧</u>	(削除)
<u>(8) 造園および園芸用の資材</u>	(削除)
<u>(9) (条文省略)</u>	<u>(8) (現行どおり)</u>
(新設)	<u>(9) 水栓バルブ等の金属加工品</u>
(新設)	<u>(10) 自動車用品、自動車用付属品</u>
(新設)	<u>(11) プラスチック製家庭用雑貨品</u>
(新設)	<u>(12) 運動器具、医療器具</u>
2. 次の製品の販売および輸出入	2. 次の製品の販売および輸出入
(1) 食料品、健康飲料水、健康食品	(1) 食料品、 <u>清涼飲料水</u> 、健康食品
(2) ～ (4) (条文省略)	(2) ～ (4) (現行どおり)
3. ～ 6. (条文省略)	3. ～ 6. (現行どおり)
7. 不動産の売買、仲介、賃貸および管理に関する事業	7. 不動産の <u>保有</u> 、売買、仲介、賃貸および管理に関する事業
8. ～ 11. (条文省略)	8. ～ 11. (現行どおり)
<u>12. エステティックサロン、マッサージサロンの経営およびトータルビューティコンサルタント業</u>	(削除)
<u>13. 靴、楽器、装身具の製造、加工、修理および販売</u>	(削除)
<u>14. 鍵、かばん、ハンドバック、袋物、かつら、玩具、ビール、発泡酒の製造および販売</u>	(削除)
<u>15. ヘルスセンター、ヘルスクラブ、クアハウス、フィットネスクラブ、遊技場、カルチャーセンター、ホテルおよびプレイガイドの経営</u>	(削除)
<u>16. ・ 17. (条文省略)</u>	<u>12. ・ 13. (現行どおり)</u>
18. 花、観葉植物、書籍および雑誌の販売	(削除)
<u>19. 水処理および循環装置等公害防止機器の販売および設置工事</u>	(削除)
<u>20. 産業廃棄物燃焼処理装置等の環境機器の販売および設置工事</u>	(削除)
21. ～ 26. (条文省略)	<u>14. ～ 19. (現行どおり)</u>
<u>27. フランチャイズチェーンシステムの研究開発ならびに加盟店の募集および指導</u>	(削除)
<u>28. 学習塾その他各種教室の開設、経営指導およびこれらの経営ならびに教育、芸術、スポーツその他の文化事業の企画および実施</u>	(削除)
<u>29. 介護保険法に基づく居宅サービスおよび居宅介護支援の事業</u>	(削除)
<u>30. (条文省略)</u>	<u>20. (現行どおり)</u>

現行定款	変 更 案
<p>31. <u>有料老人ホーム、高齢者福祉施設および障害者介護施設の経営、運営ならびにこれらの施設に関する設立企画およびコンサルタント業務</u></p> <p>32. ～ 38. (条文省略) (新設)</p> <p>(新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>39. ・ 40. (条文省略) 第 3条 (条文省略) (機関) 第 4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 第 5条・第 6条 (条文省略) (自己株式の取得) 第 7条 当社は、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。 第 8条 ～ 第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>2 取締役に欠員を生じた場合においても法定数を欠かない限り次の定時株主総会まで補欠選任を行わないことができる。</p>	<p>(削除)</p> <p>21. ～ 27. (現行どおり)</p> <p>28. <u>一般日用品雑貨の販売、管継手・バルブその他配管用品の組み立ておよび販売</u></p> <p>29. エネルギーの研究、開発および技術提供</p> <p>30. <u>水に関する製品の研究、開発、技術提供、製造および販売</u></p> <p>31. <u>インターネット上のショッピングモールの開設および運営</u></p> <p>32. <u>各種メディアへの原稿執筆、出演・講演ならびに書籍、出版物等の企画、編集、制作および販売</u></p> <p>33. <u>経営に関する総合コンサルタント業務</u></p> <p>34. ・ 35. (現行どおり) 第 3条 (現行どおり) (機関) 第 4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人 第 5条・第 6条 (現行どおり) (削除)</p> <p>第 7条 ～ 第17条 (現行どおり)</p> <p>第 4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>

現行定款	変 更 案
<p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 ・ 3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)</p> <p><u>2 増員または補欠のために選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1名を選定し、取締役副社長および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 ・ 3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了の前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 会社法第329条第 3項の規定に基づいて選任された補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役社長 1名を選定し、取締役副社長および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 第25条 (条文省略) (取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役(議決に加わることができる者に限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面により同意したときには、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> (取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。 (新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定める取締役が招集し、議長となる。</p> <p>2 前項に定める取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>3 前2項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。 (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 第24条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、取締役(議決に加わることができる者に限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときには、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第28条 (条文省略) (取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当 会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p><u>第5章 監査役および監査役会</u> <u>(監査役の員数)</u></p> <p>第31条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u> <u>(監査役の選任)</u></p> <p>第32条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができ</u> <u>る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席</u> <u>し、その議決権の過半数をもって決する。</u> <u>(監査役の任期)</u></p> <p>第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度</u> <u>のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで</u> <u>とする。</u> <u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監</u> <u>査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>(常勤監査役)</u></p> <p>第34条 <u>監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の</u> <u>監査役を選定する。</u> <u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第35条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日</u> <u>前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を</u> <u>短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経な</u> <u>いで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>第28条 (現行どおり) (取締役の報酬等)</p> <p>第29条 監査等委員である取締役とそれ以外の取締役の報 酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け る財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>区別し</u> <u>て株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(削除) (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変 更 案
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p>	(削除)
<p>第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	(削除)
<p>第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u></p>	(削除)
<p>第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	(削除)
<p>第39条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	(削除)
<p>第40条 <u>当会社は、会社法第426条第 1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第 1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>2 当会社は、会社法第427条第 1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第 1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1人につき金11,000,000円以内であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>	

現行定款	変 更 案
<p>(新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人 第41条・第42条 (条文省略) (会計監査人の報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。 第44条 (条文省略)</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u> (<u>常勤監査等委員</u>) 第31条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u> (<u>監査等委員会の招集通知</u>) 第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> (<u>監査等委員会の決議の方法</u>) 第33条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを決する。</u> (<u>監査等委員会の議事録</u>) 第34条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印する。</u> (<u>監査等委員会規則</u>) 第35条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第6章 会計監査人 第36条・第37条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。 第39条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第7章 計 算 第45条 (条文省略) (期末配当金)</p> <p>第46条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。 (中間配当金)</p> <p>第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第48条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>第7章 計 算 第40条 (現行どおり) (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第41条 当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3 前2項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 (配当金の除斥期間)</p> <p>第43条 配当財産が金銭である場合(以下「配当金」という。)において、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。 2 未払の配当金には利息をつけない。</p>

現行定款	変 更 案
附 則 (新設)	附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第46 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効 力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役 であった者を含む。)の損害賠償責任を、取締役会の決 議によって、法令の定める限度で免除することができ る。

(参考) 「ガバナンス向上委員会」の設置の概要について

当社は、企業価値の向上を目指すうえで当社企業グループのコーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題として位置付けており、当社で定めた「コーポレートガバナンス基本方針」に基づく企業経営を実践し、客観性と透明性の高い企業経営を追求してまいりました。

これまでも、コーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を踏まえ、取締役会の諮問機関として、役員の指名および報酬に係る手続の客観性と透明性を確保するために、独立社外役員を主たる構成員とする任意の「指名委員会」および「報酬委員会」を設置するとともに、コンプライアンス態勢を確立するために独立社外役員を構成員とする「コンプライアンス委員会」を設置し、ガバナンス体制の強化を図ってまいりました。

そして、当社は、本定時株主総会での、第2号議案「定款一部変更の件」の承認を条件として、監査等委員会設置会社へ移行する予定であり、かつ、新経営体制では独立社外取締役の比率を取締役全体の3分の1以上とする体制により、取締役会の監督機能の実効性を高め、当社企業グループのコーポレート・ガバナンスの強化を図ってまいります。

さらに、当社は、独立社外取締役および外部有識者を構成員とする「ガバナンス向上委員会」を設置し、当社企業グループのコーポレート・ガバナンス体制やその向上施策について外部の忌憚のない助言および提言を受けることにより、より客観性と透明性の高い企業統治体制を実現していくことで、当社企業グループのコーポレート・ガバナンス体制を補強し、企業価値を高めることを目指してまいります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

なお、取締役候補者の指名については、公正性および透明性を確保するため、取締役候補者全員について、委員の過半数を独立社外役員で構成する指名委員会に諮問し、その意見を尊重したうえで取締役会において決議されております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	はやし かつや 林 勝哉 (1969年2月3日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>	1994年 4月 伊藤忠商事株式会社入社 2000年 4月 当社 入社 2004年 6月 当社 取締役 2004年12月 当社 代表取締役副社長 2006年 3月 株式会社がいS（現株式会社Sanko IB） 代表取締役 2006年 5月 当社 取締役 退任 2007年 6月 当社 取締役兼代表執行役社長 2007年 6月 株式会社シャルレ（株式会社BC）代表取締役社長 2008年12月 当社 取締役兼代表執行役社長 退任 2008年12月 有限会社G&L 代表取締役（現任） 現在に至る (重要な兼職の状況) 有限会社G&L 代表取締役	843,500株
<p>【取締役候補者とした理由】 林勝哉氏は、2000年4月に当社入社後、営業部門への従事を経て、2004年6月から取締役を、同年12月から代表取締役副社長を歴任し、2006年5月には当社の持株会社化に伴い当社の取締役を退任しましたが、2007年6月から取締役兼代表執行役社長に復帰し、当社の経営に携わってまいりました。同氏は、2008年12月当時、当社において進められていたマネジメントバイアウト関連の手續きのなかで、同氏に手續きの公正性を疑わせる行為があったことを理由として代表執行役社長を解職され、取締役を辞任いたしました。</p> <p>当社は、現代表取締役社長である奥平和良が、長年の業績不振に対する責任をとって取締役を退任する意向を示したことを踏まえ、当社企業グループが置かれている状況の改善、ひいては当社企業グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現することができる代表取締役社長としての適任者の選定を開始しました。当社では、代表取締役社長の後継者の育成計画の策定を進めておりますが、現段階では上記の役割を果たすことができる後継者を育成できていないことを踏まえ、かつて代表執行役社長として当社の経営の経験があり、当社の事業に精通している同氏が代表取締役社長の候補者として挙がりました。</p>			

1	<p>当社は、上記の同氏の取締役の退任の経緯等を踏まえ、今回、同氏を代表取締役社長候補者として指定するにあたり、透明性と客観性を確保するため、社外取締役2名、社外監査役2名および代表取締役社長1名で構成する指名委員会にその是非を諮問いたしました。</p> <p>指名委員会は、その審議に先立ち、同氏との面談を行い、同氏が取締役を退任するに至った上記の経緯等に関する認識などを確認し、同氏のコンプライアンスやコーポレート・ガバナンスに対する意識が当時と比べて大きく改善されていることを確認いたしました。また、同時に、指名委員会は、当社の現在の経営課題や今後の当社の成長に向けた方策や、コーポレート・ガバナンスの維持・向上に向けた同氏の考えを確認いたしました。これらを踏まえて審議した結果、指名委員会は、同氏が上場会社の取締役として株主の負託を受けていることを自覚したうえで、大株主としての地位と混同することなく、当社企業グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、迅速かつ果敢な業務執行を行い、自身の利益よりも、株主をはじめとする顧客・従業員・地域社会等のステークホルダー全体の利益を優先し、代表取締役社長としての職責を全うできる人物であり、当社の「取締役候補者の指名方針および選解任基準」の要件を満たしていると判断いたしました。</p> <p>指名委員会は、上記の審議を踏まえ、当社に対して、本年4月13日付で、当社の「取締役候補者の指名方針および選解任基準」への適合状況や、同氏のこれまでの実績、能力および経験等の評価を照らし合わせると、取締役候補者および代表取締役社長候補者として相当である旨を答申いたしました。</p> <p>当社は、上記の指名委員会からの答申を尊重しつつ取締役会において慎重に審議した結果、売上高、利益率等の低迷といった厳しい経営環境が続いている当社の現況において、「女性を元気にする日本一のグループ」の実現に向けて、シャルレビジネス事業の再生、新規事業開発による新たな柱の創造を達成するためには、既存の延長線にない強いリーダーシップが必要であり、同氏は、企業経営に係る知見・経験を有するのみならず、役職員およびビジネスパートナーが一丸となって当社企業グループの企業価値の向上を目指すうえでの旗振り役として適切な人材であると判断し、同氏を取締役候補者とすることを決定いたしました。</p>
---	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	<p style="text-align: center;">やまがたまさのり 山縣正典 (1962年9月26日)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p>(取締役在任年数2年) 本定時株主総会終結時</p>	<p>1988年4月 株式会社ケン・コーポレーション入社 1991年7月 当社 入社 2006年4月 当社 商品本部インナー部長 2008年4月 株式会社シャルレ(株式会社BC) マーケティング本部商品管理部長 2012年6月 当社 経営企画室長 2013年4月 当社 経営企画部長 2014年4月 当社 マーケティング本部商品管理部長 2019年4月 当社 執行役員マーケティング本部長兼商品管理部長 2019年6月 当社 取締役兼執行役員マーケティング本部長兼商品管理部長 2019年8月 当社 取締役兼執行役員マーケティング本部長 2021年2月 当社 取締役兼執行役員マーケティング本部長 お客様相談室担当 2021年4月 当社 取締役兼執行役員、商品開発部担当、コーポレートサービス部担当(現任) 2021年4月 株式会社田中金属製作所取締役(現任) 2021年4月 株式会社WATER CONNECT取締役(現任) 現在に至る</p> <p>【取締役候補者とした理由】 山縣正典氏は、主にマーケティング部門に従事し、2006年4月からインナー部長、2008年4月から商品管理部長、2012年6月から経営企画室長、2014年4月からはマーケティング本部商品管理部長を歴任し、その後2019年4月からは執行役員マーケティング本部長兼商品管理部長、同年6月から取締役兼執行役員マーケティング本部長兼商品管理部長を務め、2019年8月からは取締役兼執行役員マーケティング本部長としてマーケティング本部を統括するなど、マーケティング部門に関する豊富な経験と見識を有しており、また、2021年4月から、当社連結子会社である株式会社田中金属製作所および株式会社WATER CONNECTの取締役に兼務し、当社企業グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために適切な人材であることから、取締役として選任をお願いするものです。</p>	500株

事業報告

連結計算書類および計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	たか ほた のり お 高畑則雄 (1962年2月10日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> (取締役在任年数2年) 本定時株主総会終結時	1984年 4月 株式会社大成入社 1988年11月 当社 入社 2007年 4月 株式会社シャルレ (株式会社BC) 営業執行部 日本橋支店支店長 2008年 4月 同社 メンバーサポート本部メンバーサポート部 大阪支店支店長 2010年 4月 当社 メンバーサポート本部西メンバーサポート部 神戸第一支店支店長 2013年 4月 当社 営業本部営業部東京支店支店長 2018年 4月 当社 営業本部副本部長 2019年 4月 当社 執行役員営業本部長 2019年 6月 当社 取締役兼執行役員営業本部長 2021年 4月 当社 取締役兼執行役員、商品管理部担当、 東日本営業部担当、西日本営業部担当 (現任) 2021年 4月 株式会社田中金属製作所取締役 (現任) 現在に至る	500株
【取締役候補者とした理由】 高畑則雄氏は、主に営業部門に従事し、神戸第一支店、東京支店等の支店長を歴任し、その後2019年4月からは執行役員営業本部長を務め、2019年6月から取締役兼執行役員営業本部長として営業本部を統括するなど、営業部門に関する豊富な経験と見識を有しており、また、2021年4月から、当社連結子会社である株式会社田中金属製作所の取締役を兼務し、当社企業グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために適切な人材であることから、取締役として選任をお願いするものです。			
4	せん ほん まつ しげ お 千本松重雄 (1969年9月27日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>	1995年 6月 中央出版株式会社入社 1996年 4月 当社 入社 2011年 4月 当社 メンバーサポート本部東メンバーサポート部 札幌支店支店長 2013年 4月 当社 営業本部営業戦略部長 2019年 4月 当社 執行役員経営企画部長 2020年 4月 当社 執行役員経営企画部長、情報取扱責任者 2020年 8月 株式会社田中金属製作所 取締役 (現任) 2021年 2月 当社 執行役員経営企画部長、コーポレート サービス部担当、内部統制担当、情報取扱責任者 2021年 4月 当社 執行役員、経営企画部担当、CB戦略部 担当、情報取扱責任者 (現任) 現在に至る	4,100株
【取締役候補者とした理由】 千本松重雄氏は、当社入社後、主に営業部門に従事し、札幌支店の支店長等を経て、2013年4月から営業本部営業戦略部長を務め、その後2019年4月からは執行役員経営企画部長の職責を果たすなど、営業部門に関する豊富な経験および経営企画部門に関する高い見識を有しております。また、同氏は、新たな販売チャネル構築に貢献するとともに、2020年8月から、当社連結子会社である株式会社田中金属製作所の取締役を兼務し、当社企業グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために適切な人材であることから、取締役として選任をお願いするものです。			

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

なお、監査等委員である取締役候補者の指名については、公正性および透明性を確保するため、委員の過半数を独立社外役員で構成する指名委員会に諮問し、その意見を尊重したうえで取締役会において決議されております。また、本議案は、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数			
1	<p>よしだ きんご 吉田金吾 (1952年2月12日)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>新任</td></tr> <tr><td>社外</td></tr> <tr><td>独立</td></tr> </table> <p>(監査役在任年数4年) 本定時株主総会終結時</p>	新任	社外	独立	<p>1975年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行 1985年4月 明光証券株式会社（現SMB C日興証券株式会社）入社 1999年4月 明光ナショナル証券株式会社（現SMB C日興証券株式会社）東京法人部 内部管理責任者 2003年4月 SMB Cフレンド証券株式会社（現SMB C日興証券株式会社）事業法人部 副部長 2005年4月 同社 東京法人部長 2008年4月 同社 大阪法人部長 2011年4月 同社 ウェルス・マネジメント部部长 2017年6月 当社 監査役（現任） 現在に至る</p>	0株
新任						
社外						
独立						
<p>【社外取締役（監査等委員）候補者とした理由および期待される役割】 吉田金吾氏は、長年にわたり金融・財務分野に携わり、金融機関の法人部門や内部管理部門に在籍した豊富な経験および知見を有しており、2017年6月から当社監査役に就任しております。現在は常勤監査役として客観的かつ公正な立場で当社の監査体制の強化および経営の健全性確保に大きく貢献いただいております。当社は、同氏が有する経験および知見を活かした適切な監査・監督が期待できると判断したことから、監査等委員である社外取締役として同氏の選任をお願いするものです。</p>						

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	きしもと たつじ 岸本達司 (1960年6月16日) 新任 社外 独立 (監査役在任年数10年) 本定時株主総会終結時	1987年4月 児玉憲夫法律事務所(現新世綜合法律事務所)入所 1998年4月 新世綜合法律事務所 パートナー 2007年4月 大阪家庭裁判所 調停委員(現任) 2009年4月 関西大学会計専門職大学院 特別任用教授 2010年1月 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター あっせん委員(現任) 2011年6月 当社 監査役(現任) 2012年4月 関西大学会計専門職大学院 非常勤講師(現任) 2020年1月 新世綜合法律事務所 代表パートナー(現任) 現在に至る (重要な兼職の状況) 新世綜合法律事務所 代表パートナー	0株
【社外取締役(監査等委員)候補者とした理由および期待される役割】			
岸本達司氏は、当社の社外役員以外に直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士の資格を有しており、2011年6月から当社社外監査役に就任しております。同氏は、調停委員等に就任するなど幅広く活動され、また、当社のコンプライアンス委員会の委員長を務め、これまでも当社のコンプライアンス体制の確立に尽力いただいております。現在は当社社外監査役として、これまでの職務経験を通して培った専門的知識を活かしつつ、客観的かつ公正な立場で当社の監査体制の強化および経営の健全性確保に大きく貢献いただいております。当社は、同氏の経験や法的知見を活かした適切な監査・監督が期待できると判断したことから、監査等委員である社外取締役として同氏の選任をお願いするものです。			
3	いでくみ 井出久美 (1964年12月11日) 新任 社外 独立 (監査役在任年数8年) 本定時株主総会終結時	1991年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入社 1995年8月 公認会計士 登録 2008年10月 同監査法人 シニアマネジャー 2011年10月 井出久美公認会計士事務所 所長(現任) 2013年6月 当社 監査役(現任) 現在に至る (重要な兼職の状況) 井出久美公認会計士事務所 所長	0株
【社外取締役(監査等委員)候補者とした理由および期待される役割】			
井出久美氏は、当社の社外役員以外に直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として財務および会計の専門知識を有しており、2013年6月から当社社外監査役に就任しております。現在は当社社外監査役として、これまでの職務経験を通して培った専門的知識を活かしつつ、客観的かつ公正な立場で当社の監査体制の強化および経営の健全性確保に大きく貢献いただいております。当社は、同氏の公認会計士としての専門的な知見を活かした適切な監査・監督が期待できると判断したことから、監査等委員である社外取締役として同氏の選任をお願いするものです。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	しげなが たかし 茂永 崇 (1976年6月15日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">独立</div>	2008年9月 松村猛法律事務所 (現松村・茂永法律事務所) 入所 2016年4月 同所 代表弁護士 (現任) 2018年4月 泉南市消費生活センター 顧問 2019年4月 大阪簡易裁判所 民事調停委員 (現任) 2019年4月 大阪弁護士会消費者保護委員会 副委員長 現在に至る (重要な兼職の状況) 松村・茂永法律事務所 代表弁護士	0株
<p>【社外取締役(監査等委員)候補者とした理由および期待される役割】</p> <p>茂永崇氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士資格を有しており、民事調停委員等に就任するなど幅広く活動されており、これまでの職務経験を通して培った専門的な知見を活かし、客観的かつ公正な立場で当社の監査体制の強化ならびにコーポレート・ガバナンスおよびコンプライアンス経営に大きく貢献いただくことが期待できると判断したことから、監査等委員である社外取締役として同氏の選任をお願いするものです。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 候補者吉田金吾、岸本達司、井出久美および茂永崇の4氏は、社外取締役候補者であります。
3. 第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は、各候補者との間で、「その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合は、11百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負う」ことを内容とする、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者の選任が承認可決された場合には、各候補者は当該保険契約に基づき被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告「4. (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」16頁に記載のとおりであり、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、候補者岸本達司および井出久美の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本定時株主総会において両氏の選任が承認された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定です。また、候補者吉田金吾および茂永崇の両氏の選任が承認された場合も、両氏を独立役員として指定する予定であります。なお、4氏は当社の定める独立社外役員の独立性判断基準を満たしております。
6. 当社が定める「役員候補者の指名基準」および「社外取締役の独立性に関する基準」については、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.charle.co.jp/>)に掲載しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2009年6月24日開催の第34回定時株主総会において、年額1億96百万円以内（うち社外取締役の報酬額は年額27百万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認をいただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を定めることとし、その報酬等の額を、これまでの取締役の報酬等の額および経済情勢等の諸般の事情を考慮して、年額1億96百万円以内（うち社外取締役分年額27百万円以内）とすること、および各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給時期等の決定は、取締役会の決議によるものとさせていただきたいと存じます。

社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額は、基本報酬を固定報酬および業績連動報酬に区分した構成にしております。なお、当該報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、その職務の独立性という観点から業績連動を伴わず、「固定報酬」のみとしております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、5名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

当社は、現在、事業報告「4. (5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等」17頁から19頁に記載の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を定めておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、当該決定方針を変更することを予定しております。変更予定の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の概要につきましては、後記のとおりであり、本議案をご承認いただいた場合には、本議案の内容および変更後の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に沿って、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等を決定してまいります。また、本議案および変更後の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の内容については、独立社外役員を主たる構成員とする任意の報酬委員会からも相当である旨の意見をいただいております。従いまして、本議案の内容は相当であると判断しております。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の員数およびその責務の増大や経済情勢等の諸般の事情を考慮して、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額34百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとさせていただきたいと存じます。

また、本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

前記のとおり、本議案に係る報酬等の額は、経済情勢の変化等の諸般の事情に鑑みて設定されており、また、本議案の内容については、独立社外役員を主たる構成員とする任意の報酬委員会からも相当である旨の意見をいただいております。従いまして、本議案の内容は相当であると判断しております。

(参考) 変更予定の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の概要

1. 基本方針および報酬水準の決定方法
 - ・ 当社の取締役の報酬等は、継続的な企業価値の向上および企業競争力の維持のため、当社に適した優秀な人材を確保するとともに、当社の企業規模としてふさわしい報酬水準・構成を構築することを基本方針とする。
 - ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬水準（報酬の支給時期および支給条件を含む。）については、客観性、適正性を確保するため、社外専門機関の調査による他社水準を踏まえて、取締役会の決議を経て取締役報酬規程にて定める。
2. 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬について
 - ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち業務執行取締役に 대해서는、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして機能するよう株主利益と連動したものとするため、固定報酬および業績連動報酬から構成される基本報酬を支給する。
 - ・ 業務執行取締役の基本報酬は、これまでの経営に携わった役位、役割、職責および在任期間以外に、経営経験、知見、知識からの期待値等を総合的に勘案して、社外取締役が過半数を占める任意の報酬委員会による答申を踏まえ、取締役報酬規程の定める業務執行取締役基本報酬テーブルを基準とし、取締役会にて決定する。
 - ・ 業務執行取締役の基本報酬テーブルは、原則として、「固定報酬：業績連動報酬＝9：1」より構成し、一定の範囲内で昇降給が可能な仕組みとする。
 - ・ 業務執行取締役の基本報酬を構成する業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため経営指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の経営指標の目標値に対する達成度合いに応じて業務執行取締役基本報酬テーブルによる業績連動報酬の基準額を増減して算出された額を毎年、一定の時期に支給する。目標となる経営指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定するものとし、各年度の各経営指標の数値は、前年度に係る通期の決算短信の公表までに取締役会にて決定する。
 - ・ 業務執行取締役の業績連動報酬を支給する際の経営指標およびその割合については、「売上高（単体）：営業利益（単体）：親会社株主に帰属する当期純利益（連結）＝1：2：2」を基本とする。
3. 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬について
 - ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち社外取締役に 대해서는、客観的立場から当社および当社企業グループ全体の経営に対して監督および助言を行うという役割と独立性の観点から、業績とは連動しない固定報酬のみを支給する。
 - ・ 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬は、役割・責任の観点を総合的に勘案して、社外取締役が過半数を占める任意の報酬委員会による答申を踏まえ、取締役報酬規程の定める報酬テーブルの範囲内で、取締役会にて決定する。

なお、取締役報酬規程の改定については、報酬委員会からの答申のもと、取締役会にて決議しております。

以上

メ モ

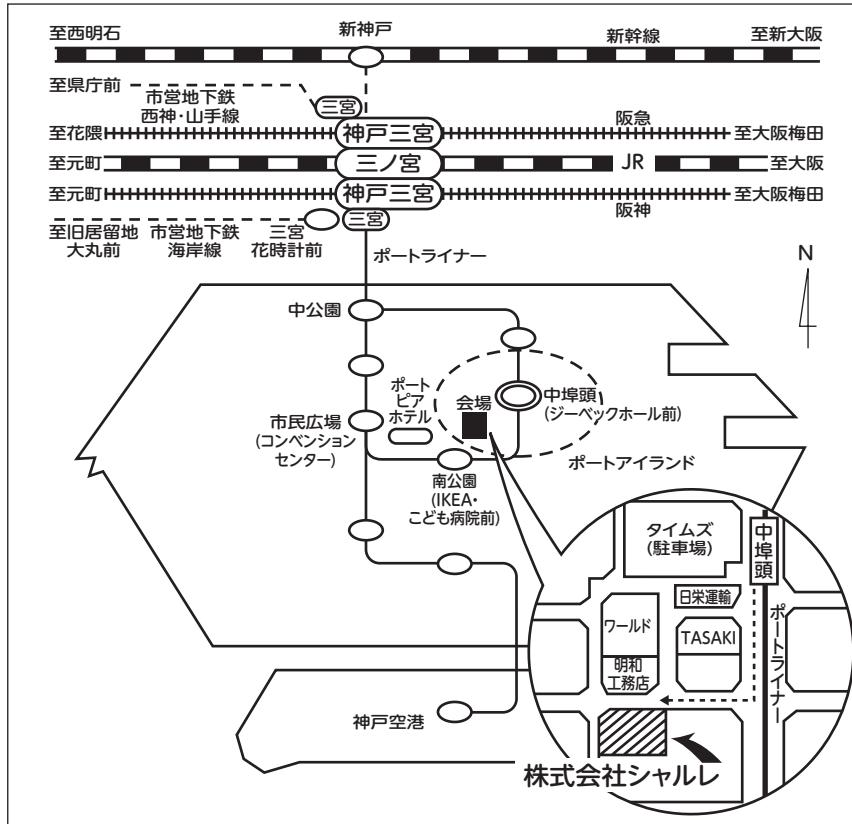
Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dotted lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dotted lines.

株主総会会場ご案内図

- 株主総会会場
神戸市中央区港島中町七丁目7番1号
当 社 ポートアイランドビル 大ホール
- 株主総会会場への交通アクセス
ポートライナー三宮駅より
北埠頭方面行に乗車、中埠頭駅（ジーベックホール前）下車 所要時間約14分
ポートライナー神戸空港駅より
三宮方面行に乗車、市民広場駅（コンベンションセンター）下車・
北埠頭方面行に乗り換え
中埠頭駅（ジーベックホール前）下車 所要時間約12分
(乗り換え時間は含んでおりません。)
中埠頭駅（ジーベックホール前）改札口を出て、西側（右側）階段より南へ徒歩約5分



(お知らせ)

- 会場に駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。